

# 中経 論壇

経営支援NPOクラブ  
吉野 洋一



4月14日から頻発する熊本地震により、住宅の損壊はもちろん、交通網の寸断や土砂崩れなど、大きな被害が発生している。今後の地震活動について、現時点では予測もつかないが、被災者の生活安定のためにも、早期の復旧・復興が期待されることである。これらの復旧・復興施策の大部分は公共工事であり、補正予算の編成も月上旬(そじょう)に上っている。

さて、こうした公共工事を

担う職人は、多種あるが、近年の低賃金、3K(きつ、汚い)「危険」な労働)等

もあって、若年労働者が入ってこないということが大きな問題となっている。このため、公共工事を担う職人の年齢構成をみると、高齢化が進み、いずれはその担い手がいなくなってしまう、公共工事そのもの可能性も指摘されている。

特に、公共工事の場合、入札によって請負業者が選定されるが、契約金額の上限が標準的な方法で積算された予定価格で制限されるため、それ

## 公共工事の担い手の確保

より低い価格で請け負う。それを各種の下請け業者が数段階にわたって請け負うため、下へ行けば行くほど、安い価格となってくるのが通常である。その結果、職人が手にする賃金は、仕事の内容に比べ、非常に安いものとなっている。

こうした状況をふまえ、一昨年、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の3法が改正され、公共工事の担い手の育成・確保を促進することとされた。これを称して、いわゆる「担い手3法」と呼んでいるが、その骨子は①公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保②下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生などの労働環境の改善③担い手の中長期的な育成・確保のための適正な賃金が確保できるよう、予定価格の適正な設定とダンピング防止④国が地方公共団体・事業者などの意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定すること―などとなっている。

今後の課題としては、建設業者が担い手の育成・確保に問題意識を持って取り組むこととはもちろんだが、市町村を含めた全発注者が同じ認識を持って取り組めるかどうか、鍵になってくる。前記④に基づき、昨年1月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」の実効性に期待したい。

全ての発注者が同じ認識で